

令和5年2月5日

会員の皆様へ

佐倉染井野 S1 地区建築協定の有効期間延長のご報告

佐倉染井野 S1 地区建築協定運営委員会
会長 目黒 俊彦

会員の皆様には、建築協定運営委員会の活動にご協力を賜り心から御礼を申し上げます。今年度の重要課題である「建築協定更新の是非」について、会員の皆様にお諮り申し上げておりましたが、その結果が出ましたのでご報告申し上げます。

平成25年7月30日に締結いたしました佐倉染井野 S1 地区建築協定（以下「同協定」という。）が10年の有効期間満了を迎えるにあたり、同協定第20条1項に定める手続きに従い、建築協定廃止希望の書面を1月29日まで受付しました。書面提出件数は24件で、協定区域内の過半数の会員（土地所有者等）からの協定の廃止の意思を示す書面の提出はありませんでした。

この結果を受け、2月5日（日）開催の佐倉染井野 S1 地区建築協定運営委員会において、同協定の有効期間延長（5年間）の決議を行い、同協定第20条2項により佐倉市長宛に書面にて報告いたしました。

なお、同協定の有効期間は、あと3回に限り、それぞれ5年間延長することが可能となっております。これまでもお知らせしておりますが、同協定の有効期間中におきましては、建築基準法第70条により、加入者全員の合意がないと、今回書面をご提出された方を含め、協定からの脱退は出来ません。

建築協定締結の目的（「良好な景観を誇る佐倉染井野地区の住宅地としての環境を高度に維持増進する」（同協定第1条））をご理解賜り、引き続き運営委員会の活動へのご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

以上